

福井県印刷工業組合理事長 様

福井県警察本部
生活安全部長
(公印省略)

特殊詐欺撲滅に向けたご協力について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察行政各般にわたり、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内のオレオレ詐欺や架空請求詐欺等の特殊詐欺の被害は、本年11月末現在で24件（被害金額約1億940万円）を認知しており、深刻な状況にあります。

特殊詐欺には、電話やハガキ、メール等、様々な犯人からの接触手段がありますが、先般、県内の印刷業者に対して、特殊詐欺の犯人グループからと思われる業者から、ハガキの大量印刷についてメールで発注があったとの相談を、県警察において受理しており、今後も県内の印刷業者に対して、同様の発注等があることも考えられます。

つきましては、このような発注等があったときには、下記のとおりご対応いただき、特殊詐欺撲滅にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 予想される発注等

電子メールやインターネット応募フォームでの申し込みにより、ハガキ等のデザイン（文面）を添付の上、公的機関からの発注であると偽り、多数（数千から数万）のハガキ印刷についての見積もり依頼又は発注をしてくる。

2 発注等があったときの対応

- (1) このような発注を受注しないでください。
- (2) 相手方からのメール等の記録を削除することなく、最寄りの警察署生活安全課又は県警察本部生活安全企画課まで連絡をお願いします。

3 特殊詐欺のハガキの例

裏面を参照ください。

4 注意事項

特殊詐欺のハガキや封書を印刷するなどした場合、詐欺罪などに問われることがあります。

【詐欺罪】10年以下の懲役（未遂も罰する）

5 その他

本件に関するお問い合わせは、事務担当者までお願いします。

事務担当

福井県警察本部生活安全企画課

特殊詐欺抑止対策係 吉田、黒田

TEL 0776-22-2880（内線3032、3035）

架空請求詐欺ハガキの例

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 〇〇〇〇年12月20日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関1丁目〇〇〇〇
取り下げ等のお問合せ窓口 03-4330-〇〇〇〇
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

※ これは架空請求詐欺ハガキの一例です。

【架空請求詐欺のハガキの特徴】

- 何の料金請求かわからない (具体的な名目の明示がない)
- 請求元がわからない (どこの会社からの請求かわからない)
- 「管理番号」等を記して、いかにも本物と思わせる
- 「連絡なき場合」、「差し押さえ」等の文言で不安をあおり、連絡を促す
- 「最終期日」等の期限の欄を設けている (考える余裕を与えない)
- 連絡窓口 (発送元) は、公的機関をかたっている (実際の機関等の場合もある)